諮問庁:農林水産大臣

諮問日:平成28年9月7日(平成28年(行情)諮問第561号)

答申日:平成29年6月19日(平成29年度(行情)答申第90号)

事件名:特定日付け農林水産大臣宛ての特定文書の処理に関する文書の一部開

示決定に関する件(文書の特定)

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書(以下「本件請求文書」という。)の開示請求に つき、別紙の2に掲げる文書(以下「本件対象文書」という。)を特定し、 一部開示した決定について、諮問庁が本件対象文書の外に本件請求文書に 該当する文書を保有していないため審査請求を棄却すべきとしていること は、結論において妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3 条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年5月16日付け28広第3 2号により農林水産大臣(以下「処分庁」又は「諮問庁」という。)が行った一部開示決定(以下「原処分」という。)について、請願法(昭和22年法律第13号)に基づいて受理し、適正な対応を誠実に行ったことを明らかにする全ての文書の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、不服申立書の記載によると、次のとおりである。 (なお、意見書及び審査請求人が添付している資料の内容は省略する。) 開示された文書は、行政文書開示決定通知書の「2 不開示とした部分 とその理由」を読まなければ、これが、書留等授受簿であることが分から ないものであります。

さらに、その中を見ると、内容は、秘書課における文書の授受の整理簿 と思われるものですが、年度の記載もなく、また、特定個人が送付した請 願が、仮に特定日Bの授受に該当するとしても、それを明らかにする記載 は、内容証明郵便の番号以外には、一切ありません。

確かに、特定日Bの番号は、特定個人の内容証明の控えと一致しており、 秘書課に到達していることは確認できます。

しかし、これだけのことを開示するために、どうして、40枚もの、全 く特定個人と関係ない部分を一部黒塗りにしてまで、公開しなければなら ないのか、理解できません。何か、どうしても、開示しなければならない 理由があるのでしょうか。

黒塗りのための時間と、当方が開示を求めない部分をも開示されたこと による、郵送料等の追加料金は、全く意味のない負担と思われます。

さらに、驚いたことには、先に行った請願に対しては、林野庁から、理解に苦しむ文書が送られてきましたが、今回の請願に対しては、その処理も行われることなく、全くの放置状態とされているという事実です。

放置でなく、請願法に従った、適正な対応がなされているならば、それ を、明らかにする、全ての文書を開示することを、強く求めます。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 原処分における開示決定の状況

開示請求のあった行政文書は、処分庁に対して、特定個人が郵送した、「特定個人本人が農水大臣へ行った「「林野庁の組織的隠蔽を是正する為の指導を求める請願書」に関して」の処理に関する一連の文書」である。

農林水産省が保有している開示請求の対象の行政文書は、特定個人が郵送した当該郵便物を接受した際に、その事実を記録する農林水産省行政文書取扱規則(平成23年農林水産省・林野庁・水産庁訓令第2号)4条1項2号に規定する書留等授受簿であることから、法5条1号に該当し、同号ただし書イ、口及びハに該当しない「書留等授受簿の宛名欄及び差出人欄に記載された個人の役職名及び氏名」を除き、当該書留等授受簿を開示した。

2 原処分を維持する理由

審査請求人が審査請求の趣旨及び理由について、「請願法に基づいて受理し、適正な対応を誠実に行ったことを明らかにする、全ての文書の開示を求めます。」と主張している。

審査請求人が開示請求を行った行政文書は、特定個人から送付された郵便物の授受が記載されている書留等授受簿以外には存在しない。

また、開示請求は行政文書単位で行われるものであり、書留等授受簿については一簿冊が行政文書の単位であることから、一簿冊分である40枚の文書を開示し、当該文書に記録されている情報のうち、法5条1号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報については、不開示とした。

以上の理由から、本件開示請求に係る原処分については、維持すること が適当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年9月7日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年10月4日 審査請求人から意見書及び資料を収受

- ④ 平成29年6月7日 審議
- ⑤ 同月15日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、 本件対象文書を特定の上、その一部を不開示とする決定(原処分)を行っ た。

これに対し、審査請求人は、請願法に基づいて受理し、適正な対応を誠実に行ったことを明らかにする全ての文書の開示を求めているところ、諮問庁は、原処分を維持することが適当であるとするので、以下、原処分の妥当性について検討する。

- 2 原処分の妥当性について
- (1) 当審査会において確認したところ、本件の開示請求書には、特定個人 名義による、農林水産大臣宛ての「「林野庁の組織的隠蔽を是正する為 の指導を求める請願書」に関して」と題する特定日A付けの文書が添付 されていることが認められる。

したがって、本件対象文書の存否を答えることにより、上記特定個人 名義の上記文書が処理された事実の有無(以下「本件存否情報」とい う。)が明らかとなるものと認められる。

- (2)本件存否情報は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、同号ただし書イの法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められず、同号ただし書口及びハに該当すると認めるべき事情も存しない。
- (3)以上によれば、本件開示請求については、本件対象文書が存在しているか否かを答えるだけで、法5条1号の不開示情報を開示することになるため、本来、法8条の規定により開示請求を拒否して不開示とすべきものであったものと認められる。

したがって、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、 その一部を不開示とした決定について、諮問庁が原処分を維持すること が適当であるとしていることは、結論において妥当である。

- (4) なお、法に定める開示請求制度は、何人に対しても等しく開示請求権 を認めるものであるから、上記特定個人が誰であるか等の個別的事情が 上記判断を左右するものではない。
- 3 審査請求人のその他の主張について 審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものでは ない。
- 4 付言

- (1)本件開示請求は、審査請求人(開示請求者)本人が農林水産大臣宛て に提出したとする「「「林野庁の組織的隠蔽を是正する為の指導を求め る請願書」に関して」の処理に関する一連の文書」の開示を求めるもの であるから、処分庁は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法 律に基づく開示請求をするよう教示すべきであった。今後、開示請求の 事務手続において、適切な教示をするなど、的確な対応が望まれる。
- (2) なお、別紙の1及び2のとおり、処分庁は、本件開示請求を受けて特定した文書名として、本件請求文書と同一の文書名を開示決定通知書に記載した上で、別紙の3に掲げる文書を開示したものであるが、本来は、開示決定通知書には、特定した文書名として別紙の3に掲げる文書の名称を記載すべきであった。今後、この点に留意して適切に対応することが望まれる。
- 5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、一部開示した決定については、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条1号に該当し、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきであったと認められるので、諮問庁が本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有していないため審査請求を棄却すべきとしていることは、結論において妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太,委員 常岡孝好,委員 中曽根玲子

別紙

1 本件請求文書

特定日A付で、農水大臣へ行った「「林野庁の組織的隠蔽を是正する為の指導を求める請願書」に関して」の処理に関する一連の文書

2 本件対象文書

特定日A付で、農水大臣へ行った「「林野庁の組織的隠蔽を是正する為の指導を求める請願書」に関して」の処理に関する一連の文書

3 開示に係る文書 書留等授受簿